

【総務課】入札参加資格審査申請の問い合わせの多い事項(FAQ)

番号	質問	回答
1	建設業許可証明書ではなく建設業許可通知書を提出してもよろしいでしょうか。	建設業許可通知書でも可能です。
2	提出書類の証明書類で、変更がない場合は、その時点のものを提出してもよろしいでしょうか。	そのような場合でも、3か月以内に発行したものを提出してください。
3	債権者登録申請の件で問い合わせたいのですが、総務課でよろしいでしょうか。	恐れ入りますが、会計課（内線167）までお問い合わせをお願いいたします。
4	工事経歴書についても、経審で提出した書類でよろしいでしょうか。	直前2年分に該当するのであれば、経審で提出したもので可能です。
5	入札参加希望工事一覧の許可業種等は、委任先、受任先どちらを記載すればよいでしょうか。	委任先の許可業種を記載してください。希望欄については、受任先が参加可能な希望業種を記載してください。
6	登記簿謄本の住所と主たる営業所の住所が違う場合は、どちらの住所を記載すればよろしいでしょうか。	付箋等でわかるように注釈を入れていただき、主たる営業所の住所を記載してください。
7	退職金共済事業加入証明書・履行証明書が発行できない場合は、どうすればよろしいでしょうか。	加入したことがわかる書類や、加入証書の写し（契約書等も可）を提出してください。
8	電子申請で取得したPDFファイルの納税証明書でも申請が可能ですか。	可能です。
9	住所の移転に伴い、建設業許可通知書や経営事項審査通知書が新住所分での提出が間に合わない場合は、どうすればよろしいでしょうか。	付箋等でわかるように注釈を入れていただき、旧住所の通知書等一旦提出してください。新住所の通知書が届き次第、至急送付をお願いいたします。（変更手続途中であるとわかる書類があれば、併せて提出ください。）
10	誓約書は両面コピーでよろしいでしょうか。	両面コピーで提出をお願いいたします。
11		
12		
13		
14		
15		

16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		

33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		

50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60		
61		
62		
63		
64		